



東京家裁総第309号

平成31年4月18日

山中理司様

東京家庭裁判所長 甲斐 哲彦



### 司法行政文書開示通知書

平成31年3月29日付け（同年4月1日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 話題事項メモ（片面で1枚）
- (2) 手続代理委任状（片面で1枚）
- (3) 「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」の施行に向けた家事5部の取組について（片面で7枚）

#### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 総務課（担当：安武） 電話03-3502-7016

30.11.15

話題事項メモ

1 事件動向、審理期間

2 面会交流事件

3 ミラーオーダー

4 実施法の運用を踏まえた要望事項

5 研修等の実情

6 その他

印

## 手 続 代 理 委 任 状

平成 年 月 日

住 所

委任者

印

私は、次の弁護士を手続代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士

住 所

TEL

FAX

記

### 第1 事件

申立人

相手方

裁判所 東京家庭裁判所

事件名 子の返還申立事件

### 第2 委任事項

- 1 第1記載の事件について、申立人・相手方手続代理人としてする一切の件
- 2 子の返還の申立ての取下げ又は和解
- 3 終局決定に対する即時抗告、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「法」という。）108条1項の抗告若しくは111条2項の申立て又はこれらの取下げ
- 4 法122条3項に規定する出国禁止命令申立事件について、申立人・相手方手続代理人としてする一切の件
- 5 法144条の同意
- 6 代理人の選任

以上

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）」の施行に向けた家事5部の取組について

平成30年12月19日

1 これまでの検討経過

2 遺産分割調停・審判手続等への影響

※別紙1「遺産分割調停の進め方」、別紙2「関係条文」参照

(1) 遺産分割

ア 「遺産の範囲」への影響の例：分割前処分（新民法906条の2）

- ・例外的に遺産分割の対象となる財産の範囲の拡大
- ・典型例は、死後の預貯金の払戻しに係る使途不明金問題
- ・ツール（「遺産の範囲イメージ図」、「使途不明金ツール」）の見直し等

イ 「遺産の評価」への影響の例：配偶者居住権（新民法1028条）

- ・配偶者居住権の評価方法

居住建物及びその敷地の価額から配偶者居住権の負担付の各所有権の価額を引いた額（簡易な評価方法）

※ほかにも、居住建物の賃料相当額から配偶者負担の通常の必要費を控除した価額に存続期間に対応する年金現価率を乗じた価額等

- ・評価合意の方法、鑑定の際に確認を要する前提条件等

ウ 「各相続人の取得額」への影響の例

(ア) 特別受益：持戻し免除の意思表示の推定（新民法903条4項）

- ・推定の基礎となる要件、推定を覆す事情について
- ・ツール（「特別受益とは」「特別受益Q&A」「特別受益主張整理表」「記入例」）の見直し等

(イ) 寄与分：特別の寄与制度（新民法1050条等）との関係

・相続人以外の者の貢献の考慮の可否、特別の寄与の調停・審判手続が先行又は併行して審理されている場合の遺産分割の調停・審判の進め方等

(イ) 具体的取得分：預貯金債権の単独行使（新民法909条の2）

エ 「遺産の分割方法」への影響の例

(ア) 配偶者居住権（新民法1029条1項2号）

・「居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき」について、審判での見通しを踏まえた分割方法の調整の仕方、ツール（「分割方法説明図」）の見直し、登記条項を含む配偶者居住権の分割に関する調停条項等

(イ) 一部分分割（新民法907条）

・「他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合」について、一部分分割の申立てに対し相手方から全部分割の希望が出された場合の調停の進め方、一部分分割の調停条項等

オ 保全手続への影響の例：仮分割の仮処分（新家事法200条3項）

・従前の家事5部の運用は、金融法務事情2065号16頁以下

・要件緩和の程度

(2) 特別の寄与（新民法1050条、新家事法別表第2の15項等）

・「特別の寄与」の意義、特別寄与料の額の算定方法、特別の寄与料を算定する際の考慮事項等に争いがある場合の調停の進め方、当事者説明用補助ツールや主張等整理用ツール（「寄与分の主張を検討する皆様へ」「寄与分主張のポイント」「寄与分主張整理表」「記載例」に類するもの）の作成、調停条項、書式等

### 3 今後の予定等

以上

# 遺産分割調停の進め方

東京家庭裁判所家事第5部

## 相続人の範囲

①

誰が相続人かを確認します。

(注)

戸籍が事実と異なるなど相続人の範囲に問題がある場合には、人事訴訟等の手続きが必要です。

なお、相続人の中に認知症などで判断能力に問題がある方がいる場合には、成年後見等の手続きが必要です。

合意

## 遺産の範囲

②

原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在するものが、遺産分割の対象となる遺産であり、その範囲を確定します。

(注)

遺言書や遺産分割協議書で分け方が決まっている財産は、遺産分割の対象になりません。誰かが遺産を隠したり、勝手に使ってしまったという場合には、遺産分割以外の手続きが必要になります。

合意

## 遺産の評価

③

遺産分割の対象となる遺産のうち、不動産等の評価額を確認します。

合意で  
ござ  
りな  
い

鑑定が必要です。  
鑑定費用は相続人の方に  
あらかじめ納めていただけ  
ます。

合意

## 各相続人の取得額

④

②で確認し、③で評価した遺産について、法定相続分に基づいて各相続人の取得額が決まります。ただし、法律の条件を満たす特別受益や寄与分が認められる場合には、それらを考慮して各相続人の取得額を修正します。

## 遺産の分割方法

⑤

④の取得額に基づいて、各相続人に分割します。

遺産の分割方法には、現物分割(その物を分けること)、代償分割(物を分けるが、差額を金銭で調整すること)、換価分割(売却して金銭を分配すること)などがあります。

合意

調停成立



かーくん

## (別紙2) 関係条文

### 1 「遺産の範囲」への影響の例

#### 新民法906条の2

- 1 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

### 2 「遺産の評価」への影響の例

#### (1) 新民法1028条

1 被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

- ① 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- ② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

#### 2 (略)

3 第903条第4項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

#### (2) 新民法1030条

配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めにところによる。

### 3 「各相続人の取得額」への影響の例及び特別の寄与の調停・審判手続の新設

#### (1) 新民法 903条4項

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

#### (2) 新民法 1050条

- 1 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。
- 2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りでない。
- 3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
- 4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

#### (3) 新民法 909条の2

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乘じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

#### 4 「遺産の分割方法」への影響の例

##### (1) 新民法1029条

遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

- ① 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。
- ② 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出した場合において、居住建物の所有者の受けた不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めると認めるととき（前号に掲げる場合を除く。）。

##### (2) 新民法907条

- 1 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。
- 2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。
- 3 (略)

## 5 保全手続への影響の例

### 新家事事件手続法 200条3項

1 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権（民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。）を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

以上